

熊本県立大学地域おこしスタートアップ事業実施要領

(目的)

第1条 熊本県立大学の学術の振興を図るとともに、包括協定市町村等への貢献を積極的に行うことを目的として、当該市町村等の地域課題に対処し、その発展に資する契機となる事業（研究を含む。）を促進するために、「熊本県立大学地域おこしスタートアップ事業（以下「スタートアップ事業」という。）」を実施する。

(事業の対象)

第2条 スタートアップ事業の対象は、熊本県立大学の常勤教員、学長が適当と認める者、又は地域・研究連携センター長（以下「実施者」という。）が行う事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設立団体との協働事業

設立団体である熊本県の地域課題等に関する事業

(2) 包括協定市町村との協働事業

本学と包括協定を締結している市町村の地域課題等に関する事業

(3) 地域・研究連携センター長が特に必要と認めた市町村との協働事業

(実施期間)

第3条 スタートアップ事業の実施期間は、第6条に定める事業実施決定通知日から2月末日までの単年度とする。

(地域課題等の把握及びマッチング)

第4条 地域・研究連携センター長は、毎年度、設立団体、包括協定市町村、及び地域・研究連携センター長が特に必要と認めた市町村（以下「市町村等」という。）に対し、「地域おこしスタートアップ事業調査票」（様式第1号）により地域課題等を照会し、スタートアップ事業の実施を希望する市町村等と実施者とのマッチングを行う。

(事業の実施申請)

第5条 前条により、マッチングが行われた実施者（実施者が複数人の場合は、代表者。）は、「地域おこしスタートアップ事業実施申請書」（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、「地域おこしスタートアップ事業調査票」（様式第1号）のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(事業の審査及び実施決定)

第6条 スタートアップ事業の実施については、地域連携支援委員会での審査結果を参考に学長が決定し、申請した実施者に「地域おこしスタートアップ事業実施決定通知書」（様式第3号）で通知するとともに、予算の範囲内で事業費を交付する。

また、学長は、当該市町村等へ決定した事業名と実施者名を通知する。

(成果報告書)

第7条 前条の規定によりスタートアップ事業実施の決定を受けた実施者は、同年度3月末日までに「地域おこしスタートアップ事業成果報告書」（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

また、学長は、同報告書を当該市町村等に通知するものとする。

(市町村等からの報告)

第8条 前条の通知を受けた市町村等は、学長が指定する期日までに「地域おこしスタートアップ事業成果活用計画書」(様式第5号)を学長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第9条 スタートアップ事業の実施者は、当該市町村等の承諾を得て、実施成果を論文、発表会等により公表することができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

また、平成6年4月22日付け施行の「熊本県立大学地域貢献研究事業実施要領」は、廃止する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。